

図書館だより

～ 今月のおすすめ本 ～



一生に一度だけの旅 極上の世界旅行 マーク・バイカー 他

「一生に一度、行ってみたい旅」と聞いてどこを思い浮かべますか。本書は、世界の王道の観光地約400か所を紹介しています。その美しさに圧倒されるページを繰ると、行った気分になるのではなく、旅に連れ出してくれそうになる写真集です。(東)



ケネディ回想録 - フォト・メモワール ジャック・ロウ

ジョン・F・ケネディ没後50年。ケネディ家の厚い信頼を得ていた写真家による回想録。未公開を含む279枚もの写真を収録。報道写真では見ることのできなかった一族の素顔が写し出されていて、当時の空気まで伝わってきます。(西)

▶詳しくは、東図書館(☎62・0190)
西図書館(☎75・5406)へ。



ドクターTのひとりごと その⑦「舞鶴の未来像」

舞鶴市は、西地区は安土桃山時代から続く城下町として、東地区は明治34年に開庁された海軍鎮守府に由来する港町として、おのおのに多くの歴史・文化資源を有し、山、川、里、海の豊かで多彩な自然と美味しい海の幸、山の幸がある誇れるまちです。

現在、我が国では少子高齢化、人口減少、地域コミュニティにおける絆の希薄化などが進行し、地方の元気がドンドン失われています。そうした中、①舞鶴で生まれ育った若者が引き続き舞鶴に住み続けたいと思えるまち②定年後に故郷に戻って住みたいと思えるまち③訪れた人がまた行ってみたいくなるまちを目標として、さまざまな施策に取り組んでいます。

舞鶴若狭自動車道は平成26年夏に全線開通予定で、その区間にある綾部西舞鶴間の4車線化工事も来年度から開始されます。さらに、平成26年度には京都縦貫自動車道も全線開通し、関西圏の高速道路ネットワークが遂に完成します。

そして、舞鶴国際ふ頭などの港湾整備、港に連絡する国道27号西舞鶴道路などの整備、白鳥トンネル4車線化による東西間の移動時間短縮など、舞鶴市が近未来に大きく発展する基礎が出来上がります。

防災ひとくちメモ

～ 除雪作業中の事故にご注意 ～

毎年、市内でも除雪作業中の事故が発生しています。除雪作業を行う場合は、下記の点に注意して安全に作業を行ってください。



【除雪作業時の注意点】

全般	家族や隣近所にも声をかけて、2人以上で作業する 携帯電話を持っていく 作業開始直後と疲れたときは、特に慎重に作業する
屋根の雪下ろし	はしこの固定を必ず行う 低い屋根でも油断はしない 命綱とヘルメットをつける 地面への直接の転落を避けるため、建物の周りに雪を残しておく 晴れの日には雪がゆるむため、特に注意する

《地域での除雪作業にご協力を》

大雪のときは、災害時の避難路が閉ざされる状況になり、火災や急病が発生した場合の救急・救助活動の障害になります。特に、除雪作業ができないひとり暮らしの高齢者宅の避難路を確保するために、地域の皆様のご協力をお願いします。

また、自宅付近の消火栓や防火水槽周辺の除雪についてもご協力をお願いします。

《危機管理・防災課、消防本部警防課》

くらしの豆知識

～ 自転車などの交通ルールが変わります ～

京都府道路交通規則が一部改正され平成25年11月1日から自転車などを運転する際、次のことが禁止され、罰則も規定されました。

◆携帯電話などを使用しながらの運転

◆大音量でイヤホンやヘッドホンを使用しながらの運転

また、道路交通法も一部改正され平成25年12月1日から自転車の利用者や自動車の運転者への義務や罰則が変更されます。変更内容は下記のとおり。



自転車を運転する場合、運転免許証は不要です。しかし、自転車も車両であり交通違反や交通事故を起こすと刑罰を受けたり損害賠償の責任を負うことがあるので、注意しましょう。

▶詳しくは、市民相談課(☎66・1006)へ。

「引き揚げ」の記憶を次世代へ

引揚記念館に展示・保管している海外からの引き揚げやシベリア抑留などに関する約1万2千点の資料の中から、今回は「^{たばこ}煙草ケース」を紹介します。

シベリア抑留では食糧事情が大変厳しい中、煙草を吸うことができたのかと疑問に思われるかもしれません。

現在のような紙に巻かれたものではなく、巻き紙とたばこの葉が別々で、吸う際に自分で巻くものが多かったようです。

当館に展示している煙草ケースの素材はアルミニウムと推測され、その調達方法は現在のところ分かっていません。ケースの外面に装飾を施すために、金づちの代用としてレールを留める犬釘を使ったり、タガネの代わり有刺鉄線を加工したりと、道具も試行錯誤して自作していたことが寄贈者の記録から分かります。

外面の装飾には、鯛と竹・波に寿の文字や富士山を思わせる山を施したものなどがあり、望郷の思いを表現したものと思われます。

また、日本人の抑留者が収容所で一緒になったドイツ人捕虜から譲ってもらったヤシの木などの彫刻



▲さまざまな煙草ケース

が施されたものもあり、他国の兵士と交流があったことも分かります。

収容所によっては、労働の対価として少量の煙草の支給があったことや、大変少額ながら支給された賃金で食糧ではなく煙草を購入していたことも手記・体験記などに記されています。抑留者にとって煙草が単なる嗜好品ではなく、苦しい収容所生活を耐え忍ぶ上で、ひと時でも精神的な支えになっていたことが伺えます。

煙草ケースの中には貴重な煙草の葉だけでなく、明日への希望も大切にしまわれていたのではないのでしょうか。

▶詳しくは、引揚記念館(☎68・0836)へ。

広げよう人権の輪 人が人として ～ 差別のない社会をめざして ～

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である…」この第1条から始まる「世界人権宣言」が1948年12月10日に国連総会で採択されてから、今年で65周年を迎えます。

「世界人権宣言」には、人種や性別、生まれなどの違いによって誰も差別してはならない、誰も差別されないとうたわれていますが、これまで多くの取り組みがなされてきたにもかかわらず、私たちの周りには、さまざまな差別による問題が起こっています。

中でも、同和問題(部落差別)は、日本の歴史の中で、人為的に形作られてきた身分制度により、住む所や職業、結婚を制限されるなど、一部の人が長い間、社会的・経済的に差別を受けてきた我が国固有の人権問題であり、今でも出身地や住んでいる所を理由に差別をする人がいます。

このような差別は見えにくくなってきていますが、日ごろ「差別はいけない」と思っている人でも、自分の子どもや親戚の結婚のことになると心の中にある偏見や差別意識が現れて反対をすることが

あります。しかし、本人の意思や努力ではどうにもならないことを理由に反対することは理不尽なことです。誰もが幸せに暮らすことができる社会を築くために、私たちは心の中にある偏見や差別意識をなくしていかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが同和問題を他人事とせず、日々の暮らしの中で自分の価値観や考え方にきちんと向き合い、「事実を正しく知り、正しく理解し、正しく判断する」という意識と、周りに流されない強い心を持つことが必要です。

12月4日～10日は人権週間です

人権週間は、世界人権宣言が採択された日にちなみ、人権の大切さを再確認するために設けられました。舞鶴市でもこの期間中に「人権のつどい」を開催します(11頁に関連記事)。ぜひご来場ください。《人権啓発推進室》